

気象警報発令時における情報処理センターの施設利用について

(平成 23 年 5 月 27 日センター員会議決定)

改正 平成 29 年 5 月 26 日 令和 元年 7 月 26 日

令和 7 年 4 月 1 日

加東市に気象警報のうち暴風，大雨，洪水，暴風雪，大雪の警報又は特別警報のいずれかが発令された場合における情報処理センターの施設（ICT 教育室を除く。）利用は，下記のとおりとする。

記

1. 7 時 01 分現在発令中の場合は，12 時までの情報処理センターの施設利用を中止する。
2. 11 時 01 分現在発令中の場合は，13 時以降の情報処理センターの施設利用を中止する。
3. 情報教育実習室 2 を夜間開放している日において，11 時 02 分以降に気象警報が発令され，相談員を配置することができない場合は，当該日における情報教育実習室 2 の夜間開放を中止する。
4. 発令又は解除の確認は，テレビ・web サイト等の報道によるものとする。
5. この取扱いにより難しい場合は，情報処理センター長の判断により措置する。
6. この取扱いは，令和 7 年 4 月 1 日から実施する。